



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.151
10月号

第64回栃木県公衆衛生大会における保健衛生事業功労者表彰 当協会から田城理事が知事表彰を受賞されました

令和6年9月5日(木)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、栃木県公衆衛生大会が開催され、多年にわたり公衆衛生事業発展の活動が認められ、保健衛生事業功労者として当協会の田城昇理事が知事表彰を受賞されました。



【田城理事】



【会場風景】

【功績内容】

○知事表彰受賞者 田城 昇 様

株式会社タシロ清掃 代表取締役 那須塩原市下厚崎 255-6 TEL0287-62-5313

田城理事は、青年部の立ち上げに尽力し、副部長として献身的に部長を補佐しながら、長年にわたり青年部運営の重責を果たしてこられました。その功績と実績が評価され、平成20年理事に就任。平成22年から平成27年まで普及啓発・情報委員会委員長として、平成28年からは研修委員会委員長に就任。適正処理の推進や業界の資質向上のため、協会運営に積極的に参画しておられます。

自社においては、平成19年代表取締役就任。廃棄物のリサイクル促進など地球環境に負荷の少ない事業活動を行う事を重要なテーマとし、迅速かつ適正な廃棄物処理を行い、地域の快適な環境作りに取り組んでおられます。

*栃木県公衆衛生大会趣旨

快適で良好な環境のもとで、生涯に渡って健やかな生活を送ることは、すべての県民の願いです。しかし、医学の進歩、公衆衛生及び生活水準の向上にもかかわらず、健康を阻害する課題は依然として多く、適切な解決が必要とされています。そこで、県内の公衆衛生関係者が、健康及び環境問題に対する認識を更に深め、問題解決への意欲を新たにするとともに、関係者の資質の向上と県民の公衆衛生、環境保全に対する関心を高めるため、公衆衛生大会及び公衆衛生学会を開催しております。また、救急医療及び救急業務に対する県民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、救急医療週間記念大会をあわせて開催するものです。

第 76 回理事会を開催

9月20日(金)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて第76回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事18名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修
10月22日～23日、鳥取県境港市にある三光株式会社を視察することとなりました。
2. トップセミナーの開催
12月3日、栃木県総合文化センターにおいて開催することが決まりました。
3. 新規加入会員の承認
正会員1社(株式会社スター・ワン)が承認されました。

【報告事項】

1. 令和6年度上期業務執行状況報告
今年度の上期業務執行状況について報告しました。
2. 第64回栃木県公衆衛生大会における保健衛生事業功労者の受賞者(1ページ参照)
田城理事が知事表彰を受賞されたことを報告しました。
3. 行政との意見交換会の開催結果
8月8日、栃木県庁北別館において開催した概要等について報告しました。
4. 令和6年度委員会及び部会の開催結果
委員会を7月30日、31日、部会を8月1日に栃木県立美術館普及分館において開催した概要等について報告しました。
5. 産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催結果
8月5日、とちぎ福祉プラザにおいて開催した概要等について報告しました。
6. 令和6年度災害廃棄物処理に係る支援要請伝達訓練の開催結果(3ページ参照)
県央地域、県北地域、県南地域で開催された概要等について報告しました。
7. 産業廃棄物処理業における実務研修会の開催結果(4ページ参照)
9月10日、栃木県総合文化センターにおいて開催された概要等について報告しました。
8. 自由民主党栃木県支部連合会政策懇談会の要望書
9月11日にニューみくらにおいて開催された概要及び要望書について報告しました。
9. 会員の異動
代表者及び住所変更した会員がおり、9月11日現在の正会員は198社、賛助会員は23社、合計221社であることを報告しました。
10. 今後の日程
主な今後の行事予定について報告しました。
11. 当協会青年部 活動報告
直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

新規加入会員紹介【正会員1社】

●株式会社スター・ワン 代表取締役 小曾戸 宏至

栃木県栃木市千塚町 234-3

TEL 0282-51-9315 FAX 0282-51-7784 <https://star-one2017.com>

*収集運搬業(積替えを除く) 栃木県: 令和6年1月24日

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鋳さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)) 政令第13号廃棄物

令和6年度災害廃棄物処理に係る支援要請伝達訓練の開催結果について

栃木県と災害廃棄物等の処理応援協定を締結している3団体（公益社団法人栃木県産業資源循環協会、一般社団法人栃木県環境美化協会、栃木県環境整備事業協同組合）、栃木県及び県内各市町は、次のとおり災害廃棄物処理に係る支援要請伝達訓練を実施しました。
伝達訓練は、あらかじめ県が被害想定と優先順位を定め、メールと電話により実施され、伝達に係る課題の整理を行いました。

1 目的

全国で大規模災害が頻発する中、災害廃棄物処理に係る関係者一同が、栃木県災害廃棄物等処理実施要領に基づき、平時から同廃棄物の発生状況報告及び関係団体への支援要請手順を確認することで、災害時における対応力の向上を図る。

2 実施日時

- ・実施日時は以下のとおり
- ・各市町をエリア毎（県南、県央、県北）に3回に分けて実施

3 参加機関

	1回目（8/28PM）	2回目（8/29PM）	3回目（9/9AM）
市町	<p style="text-align: center;"><u>県央[9市町]</u></p> 宇都宮市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 ＊鹿沼市欠席 （県西、県東事務所管内）	<p style="text-align: center;"><u>県北[9市町]</u></p> 大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那珂川町、那須町 ＊塩谷町、高根沢町欠席 （県北事務所管内）	<p style="text-align: center;"><u>県南[7市町]</u></p> 足利市、佐野市、栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町 （県南、小山事務所管内）
関係団体	栃木県産業資源循環協会・栃木県環境美化協会・栃木県環境整備事業協同組合		
県	資源循環推進課		

- ・ 8月28日（水）13：30～15：45 災害対策本部 県央ブロック 若月理事
- ・ 8月29日（木）13：30～15：45 災害対策本部 県北ブロック 田城理事、五月女理事
- ・ 9月9日（月）9：30～11：45 災害対策本部 県南ブロック 山本副会長

4 実施場所

各参加機関の執務室等

5 訓練内容

被災想定を設け、災害廃棄物の発生状況の報告等と関係団体への支援要請について、伝達訓練を行うことで実際の手順を体感する。

(1) 想定、付与内容

- ・ 水害を想定し、市町毎に異なる被害想定及び要請内容を付与

(2) 参加機関作業

- 【市町】・被災状況を規定の様式により、メール、電話で県に報告
 - ・要請内容を規定の様式により、メール（又はFAX）、電話で関係団体に説明
- 【県】・各市町の被災状況を勘案し、広域調整により応援順位を決定
 - ・応援順位をメールにより市町、関係団体と情報共有

【関係団体】

- ・市町の被災状況、応援順位を基に斡旋団体を決定
- ・斡旋団体の決定を各団体の支部から、メール（又はFAX）、電話により各市町に報告

産業廃棄物処理業における実務者研修会を開催

9月10日(火)、栃木県総合文化センターにおいて、産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、産業廃棄物処理業における実務者研修会を開催し、50名(会員31名、非会員12名、行政7名)が参加しました。

今年度も、長岡文明先生を講師にお招きし、前半は「現地確認はデジタル技術で換えられるのか？」や廃棄物処理業界に影響すると思われる「再資源高度化法」について、後半は最近の違反事例を題材に行政処分の可能性や条文の罰則等などについて、分かりやすく噛み砕いて解説いただき、多くの方が熱心に受講されていました。また、今後の研修会や事業運営を参考にするため、別添のとおりアンケート調査を行いました。

【アンケート結果(抜粋)】

- ・事例から考える講義は、事案がイメージしやすく分かりやすかった。
- ・より詳細なところは学ぶ機会が中々なかったため、大変勉強になりました。
- ・日常業務で陥りそうな法の落とし穴に日頃から気を付けることが大切だと思った。
- ・分かっているつもりでも、改めて聞くと気付くことが沢山ありました。



【講義する長岡先生】



【会場風景】

反社会的勢力排除のための研修会を開催

9月24日(火)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、産業廃棄物処理業界へ反社会的勢力の参入を阻止するため、反社会的勢力の排除のための研修会を開催し、会員32名が参加しました。

講演は、栃木県警察本部組織犯罪対策第一課の菊池暴力排除係長と公益財団法人栃木県暴力追放県民センターの寺崎専務理事を講師にお招きし、最近の暴力団や匿名流動型犯罪型などの反社会的勢力の情勢や企業対策、企業と反社会的勢力の接点事例・対処法などについて説明が行われたほか、DVD「不当要求～敵を知り、己を知れば、百戦危うからず～」を鑑賞し、不当要求に対する毅然とした対応要領の実践などについて勉強しました。



【講義する寺崎専務理事】



【会場風景】

【青年部】 令和6年度環境学習出前授業に参加しました

9月17日(火)、小山市立間々田小学校において、今年度2回目の環境学習出前授業が開催され、青年部の福田部長をはじめ11名が参加しました。

環境学習出前授業は、県内の小学校等に出向き、ごみが資源として再び生まれ変わる様子や廃棄物処理施設の役割などの説明を通じて、環境に優しい循環型社会づくりについて学ぶ授業を行っております。今年度から、海洋プラスチックごみ問題やごみの分別について学ぶ内容として、体育館にて浦島太郎をモチーフにした寸劇「プラスチック」を上演。その後、校庭にて子どもたちにパッカー車（ごみ収集車）の仕組みやごみ収集の仕事などについて、実物を見ながら説明を行ったほか、児童がパッカー車にごみを投入し、ごみが圧縮され押し込まれる様子を直に体験しました。



【寸劇「プラスチック」】



【パッカー車によるごみ投入体験】

－ 青年部に入会しませんか－

青年部は、公益社団法人栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和6年10月1日現在、28名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても発展の一助になると考えております。

是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

排出事業者における産業廃棄物の適正処理及び排出抑制に関する講習会の開催 ～排出事業者に期待される責任と役割～

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルや適正処理を推進することを目的に、主として県内の産業廃棄物排出事業者の皆様を対象として、産業廃棄物の適正処理及び排出抑制に関する講習会を開催します。参加を希望される方は、公益財団法人栃木県環境保全公社までお問い合わせください。TEL028-622-7654

1. 日時 令和6年12月10日(火) 14:00～(13:30受付開始)
2. 会場 宇都宮市立南図書館 サザンクロスホール 宇都宮市雀宮町56-1
3. 内容 第1部 適正処理に関する講習会(14:05～15:15)
「違反事例に学ぶ廃棄物処理法」
【講師】BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏
第2部 排出抑制に関する講習会(15:30～16:40)
「Circular Economyで革新する地域の未来」
【講師】株式会社HARITA 代表取締役 張田 真 氏
4. 定員 400名
5. 参加費 無料

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、「事業活動に伴って生ずる木くず」の排出事業者を問うものでしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次のa～eの業種の事業活動に伴って生ずる「木くず」のうち、産業廃棄物に該当するものに○、産業廃棄物に該当に該当しないものには×を付けなさい。

- a 建設業（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものに限る）
- b 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）
- c パルプ製造業
- d 輸入木材の卸売業
- e 物品賃貸業

【解説】

産業廃棄物に該当する「木くず」は、建設業に係るもの（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）が染み込んだものと規定されている。

物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレットについては、平成19年の政令改正で追加されたものであるが、「物品賃貸業に係る木くず」はリース事業者から排出されるリース物品（家具・器具類等）に係る木くずが該当し、「貨物の流通のために使用したパレット」については、業種による限定が設けられていないため、排出事業者の業種を問わず、事業活動に伴って生じた木製パレットはすべて産業廃棄物に該当することとなる。

正解 全て○（つまり、全て産業廃棄物）

b～dは廃棄物処理法がスタートした時から、aは昭和58年から産廃木くずに指定されていますから、a～dは、多くの皆さんは迷わなかったものと思いますが、eは余程詳しい方か直接関係している業務を担当している方で無いと迷ったかも知れませんね。

業界では「木製パレットについては、業種を問わず産業廃棄物」は結構知られているのですが、同じ平成19年改正で「物品賃貸業に係る木くず」も産廃木くずに追加されています。

さて、ここ何回か「物の区分」が続きましたので、久々に処理施設の問題など。

Q、法第15条第1項に規定される産業廃棄物処理施設の申請があった場合には、都道府県知事が専門的知識を有する者への意見聴取を要する施設が政令で定められている。次のうち、それに該当しないものはどれか。

- (1) PCB汚染物の洗浄施設

～廃棄物処理問題～

- (2) 管理型最終処分場
- (3) 廃油の焼却施設
- (4) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- (5) 廃石綿等熔融施設

【解説】

専門的知識を有する者への意見聴取を要する産業廃棄物処理施設については法第 15 条の 2 第 3 項に規定されている。これは第 15 条第 4 項(政令第 7 条の 2)に規定される施設と一致している。なお、生活環境に及ぼす影響についての調査の審査については第 15 条第 1 項に規定される産業廃棄物処理施設すべてに必要なものである。

【第 15 条の 2 第 3 項】

都道府県知事は、前条第 1 項の許可(同条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る)をする場合においては、あらかじめ、第 1 項第 2 号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

正解(4)

処理施設に関する規定は処分業(中間処理、最終処分)に携わる方は必須知識ですが、収集運搬業の方は、直接的にはあまり関係しないかも知れませんねえ。

産業廃棄物を処理する施設には、(BUNさんの認識では)3段階に分かれます。復習、確認しておきましょうか。

1. 産業廃棄物を処理するが、設置許可は不要。

もちろん、商売として産業廃棄物を処理する時は 14 条の「業許可」は必要です。ここでの「許可」は、法 15 条に規定する「設置の時に<設置許可>が必要」という趣旨です。

「設置許可」が必要な処理施設は具体的には政令第 7 条で規定する 19 種類に限定されています。

たとえば、「汚泥の脱水施設」は「1日あたり 10 立方メートル以上の処理能力を有する施設」と限定しています。だから、いくら汚泥の脱水施設でも「1日あたり最大で 7 トンの処理能力」しかない施設は設置許可の対象にはならないのです。

2. 設置許可は必要ではあるが、告示縦覧、専門家の意見徴収は不要。

これはいわば「普通の処理施設」であり、前述の「1日あたり 10 立方メートル以上の処理能力を有する汚泥の脱水施設」や「1日あたり 5 トン以上の処理能力を有するがれき類の破碎施設」などが該当します。

3. 告示縦覧、専門家の意見徴収も必要な重大施設。(この表現はBUNさんが呼んでるだけです)

これは環境影響が大きいと予想される処理施設で、最終処分場や焼却施設等が該当します。

では、今回の宿題はこの「重大施設」から。

宿題Q



法第 15 条第 1 項に規定される産業廃棄物処理施設の申請があった場合には、都道府県知事が所定の告示及び縦覧等を要する施設が政令で定められている。次のうち、それに該当しないものはどれか。

- (1) 石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- (2) 廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等の分解施設
- (3) 廃プラスチック類の焼却施設
- (4) 安定型最終処分場
- (5) がれき類の破碎施設

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



酸素欠乏・硫化水素中毒による労働災害の原因と対策

前号で酸素欠乏・硫化水素中毒による労働災害は、重篤になることがわかりました。2023年の酸素欠乏災害は、致死率100%でした（4名被災して4名死亡）。

労働災害防止のためのリーフレット『なくそう！酸素欠乏症・硫化水素中毒』に基づき、原因と対策を紹介します。図表1に該当する処理施設などがあれば、リーフレットを確認してください。

図表1 酸素欠乏等の原因等

1 物の酸化

- ①鉄製タンク、船倉などの内部（内壁がさびる）
- ②くず鉄、石炭、魚油などが入っているタンク、貯蔵施設などの内部（貯蔵又は運搬中の物の酸化）
- ③乾性油を含む塗料で塗装され、その塗料が乾燥する前の通風が不十分な施設の内部（塗料が酸化される）
- ④井戸などの内部（土中の鉄分がさびるなど）

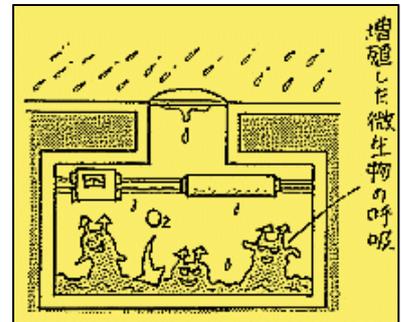


2 穀物、果菜、木材等の呼吸

- ①穀物、飼料が入っている貯蔵庫などの内部（牧草、食料品の貯蔵）
- ②原木、チップなどが入っている貯蔵施設などの内部（木材の呼吸、発酵など）

3 有機物の腐敗、微生物の呼吸

- ①し尿、汚水などのタンク（下水や汚物中の微生物の呼吸）
- ②暗きよ、マンホール、ピット等（地表から流入した汚水の中の微生物の呼吸）
- ③醤油、酒など入れたことのあるタンク（密閉されたタンクの内部などでの微生物の呼吸）



4 人の呼吸

- 内部から開けることのできない冷蔵庫、タンクなど（密閉された環境での酸素消費）

5 不活性ガスの流入

- ①窒素等の不活性ガスが封入されたタンクや貯蔵施設の内部（火災、爆発、酸化防止のために窒素封入等）
- ②溶接作業の行われているピットやタンクの内部

6 冷媒に使用されるガスの滞留

- 冷凍機室、冷凍倉庫、冷凍食品輸送トラックなどの内部（冷却のためのドライアイスの気化ガス充満など）



7 酸素欠乏空気などの噴出

- ①埋立地、トンネル、ガス田地帯の建物基礎坑の内部（メタンガスの噴出）
- ②地下プロパン配管の付近（配管かえの際のガスの噴出）
- ③船室、地下駐車場、可燃物取扱場所（炭酸ガス消火装置の誤作動、故障）
- ④石油タンカーの油槽内、精油所のタンク内（石油ガスの遊離、低沸点溶剤の気化）

注）着色した個所は、産業廃棄物業で関係の深い場所（筆者が選択）

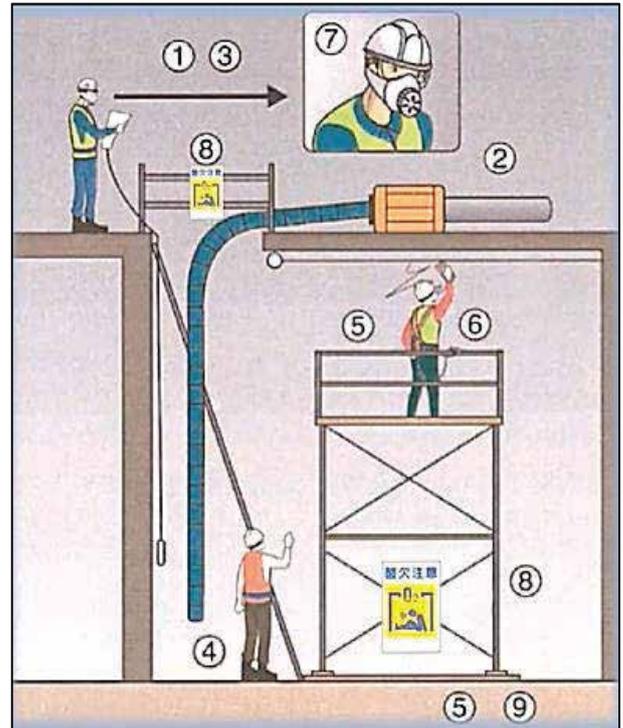
～ワンポイント安全衛生～

実際の作業状況をもとに、どのような安全対策が必要なのかを確認しましょう。このイラストは、厚生労働省委託事業「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業」のうち、『外国人建設就労者に対する教育テキスト』の中のもの。

図表3 安全点検のポイント

- ①作業主任者は、酸素濃度を測定しているか？
＜下記の関係法令（第11条）を参照＞
- ②換気は十分か？
- ③入退場時の作業人員を確認しているか？
- ④作業主任者の直接指揮で作業しているか？
＜下記の関係法令（第11条）を参照＞
- ⑤作業員は酸素欠乏関連の教育を受けているか？
＜下記の関係法令（第12条）を参照＞
- ⑥安全帯取り付け設備はあるか？
作業員は墜落制止用器具を使用しているか？
- ⑦酸素マスクは用意されているか？
- ⑧酸素欠乏症の看板はあるか？

図表2 地下の構造物内の作業



●酸素欠乏症等防止規則<抜粋>

第11条（作業主任者）

事業者は、酸素欠乏危険作業については、第一種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第二種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。

2 事業者は、第一種酸素欠乏危険作業に係る酸素欠乏危険作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業に従事する労働者が酸素欠乏の空気を吸入しないように、作業の方法を決定し、**労働者を指揮すること。**
- 二 その日の作業を開始する前、作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常があつたときに、**作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を測定すること。**
- 三 測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他労働者が酸素欠乏症にかかることを防止するための**器具又は設備を点検すること。**
- 四 **空気呼吸器等の使用状況を監視すること。**

3 前項の規定は、第二種酸素欠乏危険作業に係る酸素欠乏危険作業主任者について準用する。この場合において、同項第一号中「酸素欠乏」とあるのは「酸素欠乏等」と、同項第二号中「酸素」とあるのは「酸素及び硫化水素」と、同項第三号中「酸素欠乏症」とあるのは「酸素欠乏症等」と読み替えるものとする。

第12条（特別の教育）

事業者は、第一種酸素欠乏危険作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該**労働者に対し、次の科目について特別の教育を行わなければならない。**

＜以下、略＞

酸素欠乏・硫化水素中毒に係る作業を行う時は、指揮や測定を行う作業主任者の選任が必要です。また、作業者の全員は「特別教育」の受講が必要です。

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○再資源化事業等高度化法・政省令検討状況

2024年国会で成立した再資源化事業等高度化法は、既存の大手処理業者に再資源化実施情報を報告・公表させる制度と、高度な資源化を実施する事業者に対する業許可不要制度等を定めています。

具体的な法律の内容の多くは、政省令に委任されています。2024年9月7日に開催された「中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」(7回)では、その検討事項が公表され、審議されました。小規模な廃棄物処理業者への負担を軽減するため、再資源化実施情報の報告・公表を求める対象事業者は、①当該年度の前年度において処分(再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。)を行った産業廃棄物の数量が10,000トン以上であること。②当該年度の前年度において処分を行った廃プラスチック類の数量が1,500トン以上であることが提案されています。廃棄物処理業者の循環型社会への適応が求められています。

https://www.env.go.jp/council/03recycle/page_00048.html

<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle06/000249889.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年9月24日掲載)

○JWセンター産廃鼎談第9回：横田勇氏

公益法人日本産業廃棄物処理振興センターの機関紙に連載されている産廃鼎談に、横田勇氏をお迎えし、北村喜宣教授と私がお話を伺いました。

横田氏は廃棄物処理法制定時に、法律そして政省令制定に厚生省の担当として深く関与された方です。法制定過程で、上下水道・公共工事・河川の浚渫などについては「都市廃棄物」という概念で、都道府県に主体的な責任を負担させる構想があったという点は、興味深かったです。排出事業者・都道府県・市町村・市民が、適正処理及び物質循環にどのような役割分担をすべきか。法制定の当時から、大きな課題であり、全省庁と産業界を巻き込んだ議論が行われていたことが分かります。法律は、生みの苦しみもありますが、その後社会の変化とともに、改正を重ねて生き続けています。

https://www.jwnet.or.jp/info/kikansi/assets/files/kikansi_202404_p13_23.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年9月17日掲載)

○第六次環境基本計画

2024年5月21日第6次環境基本計画が閣議決定されました。その第一番目の文章は「本計画は強い「危機感」に基づいている。」というものです。

その危機とは、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの地球規模の危機。そして、日本の人口減少、経済の長期停滞、国際紛争による地政学等の大きな転換とされています。これらの問題は、環境基本法を中心とする従来の環境法体系で扱うにはあまりに大きな危機であり、また課題だと思えます。何をすべきなのか、何ができるのか、答えのない時代にどう生きればよいのでしょうか。今回の環境基本計画では、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」を最上位の目的とするとしています。

https://www.env.go.jp/council/02policy/41124_00012.html

https://www.env.go.jp/council/content/i_01/000225216.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年9月2日掲載)

～会社訪問～

《会社訪問》今回は、正会員の株式会社谷黒組 を訪問しました。

1 会社概要

会社名 : 株式会社 谷黒組 代表取締役社長 谷黒 公重
本店 : 栃木県那須塩原市塩原 1100
TEL 0287-32-2220 FAX 0287-32-2827
ホームページ <https://ks-kumamoto.co.jp>
創業 : 昭和 26 年 7 月 3 日 従業員 46 人



2 許可の取得状況

- 産業廃棄物収集運搬業
栃木県 00900145877
- 建設業
国土交通大臣 許可(特-1)第 27600 号

会社概要は、こちらか



3 事業概要

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工工事業、屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造作物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業
塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業、解体工事業

4 会社からひと言

当社は、1951年に設立し、土木工事を中心に総合的な建設業を営んでいます。
平成20年に産業廃棄物収集運搬業を取得、令和4年に栃木県産業資源循環協会に加盟させていただきました。
当社は、利益追求だけでなく、社会の一員として法令及び企業倫理を遵守し、ステークホルダーとの信頼関係のもと、地域への貢献や環境への配慮、CSR活動の一環として道路・河川の清掃などのボランティアにも積極的に取り組んでいます。
今までも、これからも地域社会にとって必要とされる企業としてウェルビーイングな社会の実現に向けた役割を果たしていきます。
総合建設業を営む者にとって、廃棄物の処理事業は表裏一体の事業であり、大切な環境資源問題でもあります。当社も会員皆様と共に学び、協会発展に向けて努力してまいります。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～相談事例～

こんな時、どうするの？ アスファルトカッターから出た泥状のものは汚泥

今回は、ここに掲載するような相談がなかったので、前から疑問に思っていたことを掲載し、皆様と悩んでみたいと思います。



(疑問)

表題にある通り、アスファルトを湿式カッターで切った時に出る泥状のものは、汚泥として扱われていると思います。廃棄物処理法で産業廃棄物は、第2条第4項に、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物とあり、この汚泥に該当するとされていると思います。一方、乾式カッターでアスファルトを切った時に出る粉状のものは泥状を呈することはなく、がれきとして取り扱われています。がれきとは、廃棄物処理法施行令第2条第9項に、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物とあり、その大きさについての決まりはありませんので、がれきに該当することについて、疑問は生じません。

もともとはアスファルトを切ったことによって生じたものであって、水分を含むか否かの違いであり、湿式カッターで出た泥状のものも、がれきとすべきなのかなとも思えます。しかしながら、処分を考えると泥状のものの場合、がれきとしては適正に処分できないので、汚泥として取り扱われているものと思います。

また、小麦粉に不純物が混じってしまい処分すると、これは動植物性残さに該当します。動植物性残さとは、廃棄物処理法施行令第2条第4項に、食品品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物とあり、この3つの業種に該当しないと産業廃棄物ではなく一般廃棄物になります。小麦粉は通常加水し、パンやお菓子などの食品原料として利用されますが、製造段階でミスがあり廃棄物になってしまうこともあります。例えば、食品工場で異物が入り不要になった小麦粉の泥状を呈する場合は何に該当するのか。以前、行政の方に確認したときに、動植物性残さと回答を得たことがあり、泥状を呈していれば汚泥でいいのではと思ったことがあります。排出先が先ほどの3つの業種であれば、動植物性残さでも汚泥でも産業廃棄物になりますが、この業種以外の飲食店やホテルなどの場合は、一般廃棄物になり処理責任は市町村になります。この3つの業種以外は大量に発生することは稀ですが、一般廃棄物又は産業廃棄物になります。先ほどのがれきのケースを考えると、汚泥でも良い感じがしますが、皆様はどちらを支持しますか。

(回答)

私は、動植物性残さでも汚泥でもどちらでも良いと思います。肝心なところは、きちんと適正処理されるかがポイントだと思います。ただし、廃棄物処理法で、悩んだり、迷ったり、困ったときは、自分の都合が良いように解釈せず、当協会に相談するか行政に確認してください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。(10月1日現在、10件契約)
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

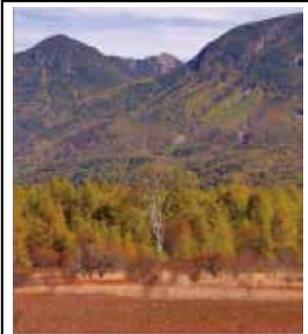
(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

Highlights of Oku-Nikko in Autumn 秋の奥日光の見どころ



小田代ヶ原 (草紅葉)
Odashirogahara
見頃 9月下旬～10月中旬



戦場ヶ原 (草紅葉)
Senjogahara
見頃 9月下旬～10月中旬



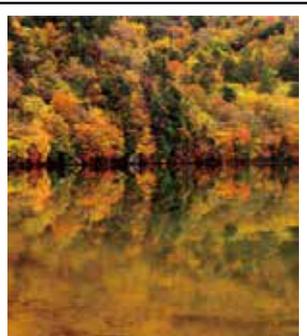
竜頭の滝
Ryuzu Falls
見頃 10月上旬～10月下旬



湯ノ湖
Lake Yunoko
見頃 10月上旬～10月下旬



湯滝
Yudaki Falls
見頃 10月中旬～10月下旬



西ノ湖
Lake Sainoko
見頃 10月中旬～10月下旬



中禅寺湖
Lake Chuzenji
見頃 10月中旬～11月上旬



半月山展望台
Mt. Hangetsu Observation Deck
見頃 10月下旬～11月上旬
※中禅寺湖スカイライン
半月山駐車場より徒歩 25分



華厳ノ滝
Kegon Falls
見頃 10月下旬～11月上旬



いろは坂
Iroha-zaka Road
見頃 10月下旬～11月上旬



華厳ノ滝ライトアップ
Kegon Falls Light up
11/16(土)～11/24(日)

アンケートにご協力ください



奥日光(日光を含む)の魅力や価値を伝えるストーリー集を作成いたします。
このストーリー集は、日光で働く方や暮らす方、そして日光へ訪れる皆さまのご意見を反映して、関係する「みんな」で作っていきたく考えています。
日光が好きな方、日光で活動されている方、ぜひご協力ください!

※画像は奥日光フォトコンテスト応募作品より一部引用



※掲載情報は天候等により中止・変更になる場合がございます

奥日光グルメ情報



#奥日光へ行こう

『#奥日光へ行こう』をつけて景色、グルメ、アクティビティなど奥日光の旅の思い出をInstagramで投稿してください。写真や情報をストーリーズや投稿でご紹介させていただきます!

公式アカウントはこちら



DISCOVER.OKUNIKKO



奥日光観光事業振興会

奥日光の地図

Map of Oku-Nikko

バス停 bus stop

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| 26 中禅寺温泉
Chuzenji Onsen | 40 三本松
Sanbonmatsu |
| 28 船の駅中禅寺
Funenoeki Chuzenji | 44 湯滝入口
Yudaki Falls |
| 37 竜頭の滝
Ryuzu no taki | 46 湯元温泉
Yumoto Onsen |
| 39 赤沼
Akanuma | 67 半月山
Hangetsusan |
- ※10/1～11/10の間運航



華厳ノ滝ライトアップ
11/16(土)～11/24(日)
16:30～19:00
場所: 県営無料観瀑台
日本三名瀑のひとつ「華厳の滝」がこの期間限定でライトアップされます！
幻想的な華厳の滝をぜひご覧ください。
お問い合わせ: 奥日光観光事業振興会事務局
TEL 0288-22-7525(日光市観光協会日光支部内)



中禅寺湖畔イルミネーション
実施中～12月中旬頃まで(予定)
16:30～21:00
場所: 中禅寺湖畔サンライズピア



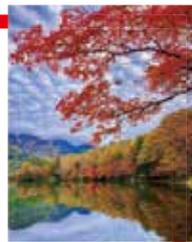
いろは坂
Iroha-zaka Road
見頃: 10月下旬～11月上旬
日本の道100選の一つで、車中から山裾に広がる紅葉を楽しむことができます。
高低差が400mあるため、段々と変化していく紅葉のグラデーションが楽しめます。

※掲載情報は天候等により中止・変更になる場合がございます

～日光自然博物館～



戦場ヶ原・小田代原の草紅葉
Senjogahara・odashirogahara
見頃:9月下旬～10月中旬
広大な湿原を草紅葉の複雑な色調や
ミズナラの黄葉など、繊細な色合いが
染め上げます。



湯ノ湖

Lake Yunoko

見頃:10月上旬～10月下旬

湯元温泉の静かな温泉街の入口にあり、
散策路で湖を一周することができます。
鮮やかに色づいた木々が湖面に映るのを
眺めながら、紅葉狩りを楽しめます。



中禅寺湖

Lake Chuzenji

見頃:10月中旬～11月上旬

日光国立公園を代表する美しい湖で、紅葉時期には赤や黄色に色づいた葉が
湖面に映える景色が楽しめます。

また遊覧船やボートに乗って湖上からもご覧いただけます。

中禅寺湖スカイライン終点の半月山駐車場から徒歩25分の半月山展望台からは
中禅寺湖に突き出る八丁出島と男体山を望む絶景が楽しめます。



竜頭の滝

Ryuzu Falls

見頃:10月上旬～10月下旬

古くは「紅葉の滝」とも呼ばれ、奥日光の
紅葉はこの滝から始まるとも言われています。
滝上から滝下まで遊歩道で歩くことができ、
様々な場所から滝の紅葉を楽しむことができます。
滝上と滝下でも見頃の時期は異なります。
滝下から滝上までは徒歩で約10分です。



湯滝

Yudaki Falls

見頃:10月中旬～10月下旬

華厳の滝・竜頭の滝と並び、奥日光三名瀑の
一つで、滝のすぐ近くから圧巻の景色が楽しめます。
滝の側面には遊歩道もあり、落ち口・側面・
滝壺から滝の姿をご覧いただけます。



華厳ノ滝

Kegon Falls

見頃:10月下旬～11月上旬

日本三大名瀑のひとつで高さ97mの断崖から
一気に滝壺まで落下する姿は圧巻です。
秋には色鮮やかな紅葉と滝の姿が
満喫できます。また明智平展望台からは
紅葉と滝の大パノラマが一望できます。



※画像は奥日光フォトコンテスト応募作品より一部引用
※見頃は目安のため、気候等により変動があります

栃木県内のまつり・イベント情報(10月・11月)



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
10月上旬～12月下旬	日光手打ちそばスタンプラリー	日光市	参加各店(日光市内)	日光市農政課	0288-21-5171
10月11日の土曜、日曜、祝日 9:00～16:00	物外軒 秋の無料公開	足利市	物外軒(通6丁目3161-3、織姫公民館裏)	足利市教育委員会文化課	0284-20-2230
10月5日(土)～10月27日(日)	コスモス祭り	高根沢町	鬼怒グリーンパーク(高根沢町宝積寺86-1)	鬼怒グリーンパーク	028-675-1909
10月5日(土)～12月22日(日)	日光手打ちそばスタンプラリー	日光市	参加各店(日光市内)	-	-
10月12日(土)～11月12日(火)	御食堂室内特別公開 御日拝所室内特別公開	日光市	日光田母沢御用邸記念公園	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
10月16日(水)～17日(木)	日光東照宮秋季大祭	日光市	日光東照宮(日光市山内2301)	日光東照宮	0288-54-0560
10月18日(金)	ONSEN・ガストロノミーウォーキングin那須塩原 2024	那須塩原市	那須塩原市塩原地区	那須塩原市観光局	0287-46-5326
10月18日(金)～2025年2月16日(日)	あしかがフラワーパーク「光の花の庭～フラワーファンタジー2024～」	足利市	あしかがフラワーパーク(足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
10月19日(土)・10月26日(土)・11月9日(土)・11月16日(土)	Edo Wonder Night 2024秋	日光市	江戸ワンダーランド 日光江戸村(栃木県日光市柄倉470-2)	江戸ワンダーランド 日光江戸村	0288-77-1777
10月19日(土) 13:00～19:00	今市屋台まつり	日光市	JR今市駅前通り	今市屋台まつり実行委員会(日光商工会議所今市事務所内)	0288-30-1171
10月19日(土)	下野國一社八幡宮秋祭	足利市	下野國一社八幡宮(八幡町387)	下野國一社八幡宮社務所	0284-71-0292
10月19日(土)	ハッピーハッピーハッピーハロウィン たんたん祭り2024	高根沢町	高根沢町立東小学校跡地(高根沢町大字太田715番地)	たんたん祭り実行委員会事務局(高根沢町産業課内)	028-675-8104
10月19日(土)～11月10日(日)	第73回小山市菊花大会	小山市	道の駅思川	小山晃思会事務局	0285-30-4772
10月20日(日) 10:30～14:30	幻の長倉線ツアー	茂木町	茂木駅集合(茂木町大字茂木1499-2)	茂木町観光協会	0285-63-5644
10月20日(日)	那須野が原開拓まつり	那須塩原市	那須塩原市役所新庁舎建設予定地周辺(那須塩原市前弥六南町7番地12他)	(株)栃木プロジェクトプロ	0287-65-5105
10月20日(日) ※開催予定	樺崎八幡宮秋祭	足利市	樺崎八幡宮(樺崎町1723)	樺崎八幡宮総代長 斎藤様	0284-41-3504
10月26日(土) ※荒天時、翌日に順延	フェスタ in かみのかわ	上三川町	上三川町上三川地内	上三川町商工会	0285-56-2206
10月26日(土)～2025年2月28日(金)	うずまの竹あかり	栃木市	巴波川(倭橋～幸来橋～巴波川橋)	栃木市観光振興課 栃木市観光協会	0282-21-2374 0282-25-2356
10月26日(土)	第2回渡良瀬遊水地花火大会	栃木市	藤岡渡良瀬運動公園	藤岡町商工会	0282-62-2006
2024年10月26日(土) 午前の部11:00～12:00 午後の部14:00～15:00	秋の音楽祭2024(2)	日光市	日光田母沢御用邸記念公園 研修ホール	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
10月26日(土)～27日(日)	第6回とちぎ蚤の市	栃木市	山車会館前広場、蚤の市通り	栃木市観光振興課 栃木市観光協会	0282-21-2374 0282-25-2356
10月27日(日)	毛野大坊山ハイキング大会	足利市	山川町長林寺公園…大坊山山頂…大山祇神社…山川町長林寺公園	毛野大坊山観光協会 田沼様	0284-91-2454
10月下旬～11月中旬	逍遙園ライトアップ	日光市	日光山輪王寺 逍遙園	日光山輪王寺	0288-54-0531

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

今さら聞けない、ふるさと納税／ そもそも、何がお得なの！？

年末にかけては、税金ネタがよく話題になります。文字通り、年末調整の時期ですし、12月に税制改正大綱がとりまとめられ、政府が国会で税制改正を審議するのもこの時期です。

そして、年末にかけて、よくお受けするご質問の1つが「ふるさと納税は節税になるのか、ならないのか？」です。でも、ふるさと納税も12月末が区切りですから、年末に慌てても時間がなくて、年明けだと、まだまだ時間があるので横に置いてしまう。そんなふうには毎年、ふるさと納税のタイミングを逸している人もいます。ですので、少し早めのこの時期に、そもそも、ふるさと納税とは何がお得なのか、一緒に確認してみたいと思います。

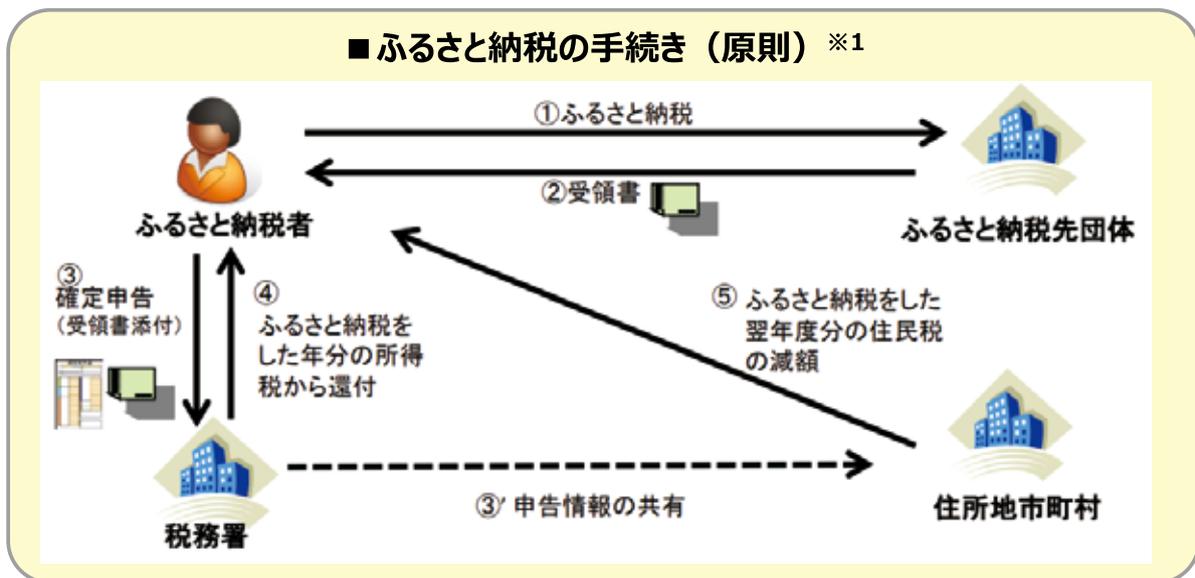
まず、節税になる派は、「ふるさと納税で確定申告すると、所得税が戻って、住民税が減る」と主張します。下の図の④と⑤の部分になります。もう少し正確に言うと、

「ふるさと納税金額－自己負担2,000円」分、所得税と住民税の負担が軽減される、つまり、節税になる、ということです。

一方、節税にならない派は「ふるさと納税という寄附行為(下の図の①)も含めると、自己負担2,000円分がマイナスになる」と主張します。確かに一理ありますね。

そうすると、「そもそも、ふるさと納税って何がお得なの？」という話になりますが、これは返礼品がもらえるから、ですよ。

ちなみに、令和6年度の調査結果※2によれば、返礼品の調達費用は、ふるさと納税受入額に対して27.1%。これは例えば、ふるさと納税1万円に対し、実質2,000円の負担で2,710円の返礼品がもらえるということ。ふるさと納税は、金額に関わらず自己負担は一律2,000円ですから、節税になるかならないかは別にして、「(上限はありますが)ふるさと納税はやればやるほどお得！」ということだと思います。



※1：出所：総務省「ふるさと納税ポータルサイト」

※2：出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和6年度実績）」



眞の文人画家、ここにあり

「天秋古泉響」 大原コレクション

岡山県立美術館コレクション—倉敷大原家伝来受贈作品 関東初公開！

水墨の魔術師

浦上玉堂

URAKAMI Gyokudo—Original Technique of ink

2024年

10月26日(土)～

12月22日(日)



浦上春琴筆《浦上玉堂像》(部分) 文化10(1813)年 岡山県立美術館蔵

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

主催：栃木県立美術館 特別協力：岡山県立美術館
後援：朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFMミヤラジ、
NHK宇都宮放送局、株式会社エフエム栃木、
産経新聞社宇都宮支局、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、
株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送、
毎日新聞宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

開館時間：9時30分～17時 [最終入館は16時30分]
休館日：月曜日、11月5日(火)[11月4日は開館]
観覧料：一般1,200(1,000)円、大高生600(500)円、中学生以下無料
*()内は20名以上の団体料金 無料日：11月3日(日)文化の日

水墨の魔術師

浦上玉堂

URAKAMI Gyokudo—Original Technique of ink



《琴写瀧泉図》文化12(1815)年
岡山県立美術館蔵



重要美術品《寒林閑趣図》大原コレクション



《南山壽巻(部分)》天明7(1787)年 大原コレクション



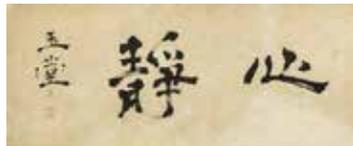
※重要文化財《山雨染衣図》
大原コレクション



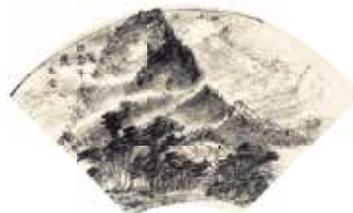
《春山染雨図》岡山県立美術館蔵



重要美術品《深林絶壁図》大原コレクション



《二字「心静」》岡山県立美術館蔵



《白雲半断図(三幅対のうち)》個人蔵



《大樹図》個人蔵

※後期のみ展示(ホームページでご確認ください)



【交通案内】

- 電車・バス
- ・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
- ・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場)、東武千代田駅から「関東バス作新学院・駒生行き」にて桜通十文字バス停下車 徒歩5分
- 自家用車
- ・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
- ・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7

Tel.028-621-3566

https://www.art.pref.tochigi.lg.jp/



関連イベント

【玉堂に迫るⅠ】

記念講演会「浦上玉堂の魅力—その人と芸術」

講師：守安 収 氏(岡山県立美術館 館長)

日時：10月26日〔土〕15時～(90分程度)

会場：当館集会室(当日の企画展観覧券が必要)

*定員80名 事前申込み不要、先着順

【玉堂に迫るⅡ】

トーク&デモ「玉堂の筆、模写を通してわかったこと」

講師：浅見 貴子 氏(画家)

日時：11月23日〔土・勤労感謝の日〕14時～16時

会場：当館集会室(当日の企画展観覧券が必要)

*定員30名 事前申込み制、先着順。10/26 午後9時よりオンラインにて受付開始。

【担当芸員によるギャラリートーク】

*事前申込み不要

日時：10月26日〔土〕、11月16日〔土〕、12月14日〔土〕

*各回とも13時30分～(1時間程度)

会場：企画展示室入口(当日の企画展観覧券が必要)

・コレクション展Ⅲ

国立美術館コレクション・プラス

刑部人とグスタヴ・クールベ 風景画家たちの眼

10月26日〔土〕～12月22日〔日〕

・宇都宮美術館のご案内

コスチュームジュエリー

—美の変革者たち—チャンネル、ディオール、スキャパレリ

小瀧千佐子コレクションより

9月8日〔日〕～12月15日〔日〕

問合せ先：028-643-0100

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】 一 許可証の変更等について

協会員の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

一 編集後記

猛暑が9月まで続きましたが、やっと朝晩は涼しくなってきました。

正月に地震に襲われ、先月は豪雨に見舞われた能登半島は、いつ復旧できるのか、決して天災を忘れたわけではないのに、気の毒としか言いようがありません。橋の欄干に引っかかった木くずや、道路にたまった泥はどう処理されるのか気になるところです。

先月、「反社会的勢力排除のための研修会」を実施しました。平成3年に比べ暴力団の数は4分の1以下に激減しているそうですが、暴力団ではない反社勢力、いわゆるグレーゾーンが増えているそうです。このグレーゾーンはピラミッド型の上下関係がなく、秘匿型の高い連絡手段で連絡を取り合い、強盗、窃盗、詐欺など繰り返しているとのことでした。

DVD では、お金の借入れを条件に役員にした者が暴力団で、対応に苦慮した様子が演出されていきました。会社が反社に変わったかを見抜くポイントは、多くの従業員が辞めた、役員の変更等を注視することだそうです。昔からの付き合いは大切ですが、相手の変化を観察することも大切だと感じました。

一 事務局だより

☆ 9月6日（金）

令和6年度第1回栃木県プラスチック資源循環推進協議会が栃木県庁舎北別館において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 9月11日（水）

自由民主党栃木県支部連合会との令和6年政策懇談会が宇都宮市のニューみくらにおいて開催され、山口副会長と湯澤専務理事が出席しました。

☆ 9月12日（木）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・加藤副会長、湯澤専務理事が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 9月18日（水）

公益社団法人全国産業資源循環連合会令和6年度第2回法制度対策委員会がWeb会議において開催され、神山副会長が出席しました。